

### 国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険料の算定方法が異なりますので相模原市の制度に統合します。

国民健康保険料（年額）

区分		相模原市	藤野町	新市
所得割	医療分	5.76%	5.70%	相模原市の制度に統合します。
	介護分	1.15%	1.15%	
資産割	医療分	10.00%	39.50%	
	介護分	2.60%	9.87%	
均等割 (1人あたり)	医療分	22,500円	18,200円	
	介護分	5,100円	5,100円	
平等割 (1世帯あたり)	医療分	22,800円	20,000円	
	介護分	5,400円	5,400円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	309,100円	313,400円	
	介護分	53,600円	56,400円	
	合計	362,700円	369,800円	

平成17年度賦課時の税率、金額を使用。

#### モデルケース

加入者数3人(42歳の夫、38歳の妻、12歳の子)  
夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し  
固定資産税額 75,000円(夫名義で37,500円、妻名義で37,500円)

### 介護保険

介護保険事業は、相模原市の制度に統合します。

また、新市としての保険料は、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定しますが、合併後は、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

介護保険料（年額）

区分	相模原市	藤野町	新市
第1段階	17,300円	16,200円	相模原市の制度に統合します。
第2段階	26,600円	24,300円	
第3段階	36,900円	32,400円	
第4段階	46,100円	40,500円	
第5段階	55,400円	48,600円	
第6段階	73,800円	-	

第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯  
第2段階 世帯全員が住民税非課税  
第3段階 本人が住民税非課税  
第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満  
第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満  
第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上

注 下線部分は相模原市のみ  
保険料は、3年ごとに算定します。表は、現行(平成15~17年度)の保険料額です。

### 各種証明手数料

住民票の写しや印鑑証明、市(町)県民税の課税証明などの手数料は、原則として、相模原市の制度に統合します。

#### 住民票・印鑑証明など

(1通あたり)

区分	相模原市	藤野町	新市
住民票の写し	300円	5人までを1枚とし300円 2枚目以上は1人増すごとに60円	300円
印鑑登録証明書	300円		300円
戸籍の謄本・抄本	450円		450円

#### 税関係証明

(1件あたり)

区分	相模原市	藤野町	新市
市(町)県民税課税証明書	300円		300円
市(町)県民税納税証明書	300円		300円

### 地域振興

#### ふるさと芸術村構想

藤野町において、ふるさと芸術村構想として取り組んでいる「藤野町ふるさと芸術村メッセージ事業」や「野外彫刻」などについては、地域性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、事業規模、事業内容等については、新市において検討します。

#### 地域活性化イベント

相模原市観光振興計画における地域活性化イベント事業の発展・充実を図ります。藤野町のイベントについては、地域性を尊重し、相模原市観光振興計画に基づき位置付けを行います。

### 地方税

個人市(町)民税については、相模原市と藤野町の税率に違いはありませんが、法人市(町)民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統合します。

固定資産税については、納期を相模原市の制度(5月・7月・9月・12月)に統合します。

また、藤野町に所在する床面積1,000平方メートルを超えるか、従業員100人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区分	相模原市	藤野町	新市	
個人市(町)民税	均等割	3,000円	3,000円	
	所得割	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	
法人市(町)民税	均等割	5万円~300万円 (資本金等、従業員数により9段階)	5万円~300万円 (資本金等、従業員数により9段階)	
	法人税割	<資本金等> <税率> 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%	12.3% <資本金等> <税率> 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3% ただし、合併年度(H18年度)に限り、藤野町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。	
固定資産税	1.4%		1.4%	
軽自動車税	原動機付自転車(50cc以下)	1,000円	1,000円	
	四輪乗用(自家用)	7,200円	7,200円	
	四輪貨物(自家用)	4,000円	4,000円	
	1 小型特殊(農耕作業用)	1,000円	1,600円	1,000円
事業所税	資産割	床面積1平方メートルにつき600円	-	資産割 床面積1平方メートルにつき600円 従業員割 従業員給与総額の0.25% ただし、合併年度を含む6年度の間に限り、藤野町に所在する事業所については、課税免除とします。
	2 従業員割	従業員給与総額の0.25%	-	
入湯税	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者	
都市計画税	0.3%	-	0.3% 3	

1 軽自動車税は、主な軽自動車等について掲載しています。  
2 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超えるか、従業員100人を超える事業所に課税されます。  
3 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。(3面の「都市整備」の土地利用(都市計画区域及び区域区分等)をご覧ください。)

### 公共料金など

#### 水道料金

水道事業は、神奈川県企業庁が実施しており、相模原市と藤野町の料金体系に違いはありません。

藤野町の町営簡易水道(5施設)の料金は、現行のとおりとします。なお、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討します。

区分	相模原市	藤野町	新市
県営水道料金(モデルケース)	4,034円	4,034円	現行どおり

県営水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。ここでは、一般的家庭が2か月間で40m<sup>3</sup>使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

#### 下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区分	相模原市	藤野町	新市
下水道使用料(モデルケース)	3,475円	3,276円	3,475円

下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。ここでは、一般的家庭が2か月間で40m<sup>3</sup>使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

#### 農業集落排水施設使用料

藤野町の農業集落排水施設使用料は、現行のとおりとします。なお、農業集落排水事業については、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図ります。

区分	相模原市	藤野町	新市
施設使用料	-	定額使用料 1戸当たり1,500円/月 人員割使用料 人員1人当たり250円/月	現行どおり